

令和 6 年度 第3回 成田市保健福祉審議会

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 5 5 分まで
2 場 所 成田市役所議会棟 3 階 執行部控室
3 出席者 審議会委員 1 1 名
西田会長、山田副会長、杉原委員、小川 (正) 委員、秋葉委員、城委員、但野委員
飯田委員、高橋 (知) 委員、高橋 (雅) 委員、木村委員
(欠席 4 名: 野内委員、里見委員、小川 (康) 委員、仲野委員)
事務局
堀越福祉部長、宮崎こども未来部長、高橋健康推進部長 (欠席)、
鈴木社会福祉課長、渋谷高齢者福祉課長 (代理出席: 檜垣係長)、
橋本障がい者福祉課長、森田介護保険課長、
狭山こども政策課長、谷崎子育て支援課長、弘海保育課長、
柴田地域医療政策課長、飯田健康増進課長、
他各課担当職員

4 議題

- (1) 第 1 期成田市こども計画の諮問について

5 報告

- (1) 第 3 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について

6 概要

- (1) 第 1 期成田市こども計画の諮問について

(西田議長)

それでは、議題 (1) 「第 1 期成田市こども計画の諮問について」であります。本日付で市長より第 1 期成田市こども計画についての諮問を受けておりますので、本計画について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明 こども政策課長)

「第 1 期成田市こども計画の諮問」について、素案から変更した点やこれまでの経緯について説明。

- ・「第 1 期成田市こども計画に関するパブリックコメントの実施結果について」

第 2 回成田市保健福祉審議会での意見を踏まえ、1 2 月の市議会定例会にてパブリックコメントの事前報告を行い、1 2 月 1 5 日から 1 月 1 5 までの間、パブリックコメントで市民の皆様から意見を募集した結果、1 3 名の方から 2 9 件のご意見を得た。

- ①基本目標 1 「こどもが健やかに成長できる環境づくり」に関して、こどもの育ちに関して、3 歳くらいまでの環境づくりが大切であるとのご意見があり、市の考え方として、子育て世帯が安心して子育てができる環境を整え、こどもが健やかに成長できるよう、こども家庭センターを中心に、子育て家庭やこどもへの一体的な支援を実施すること、また、未就学児や保護者の居場所として「なかよしひろば」などにおいて地域子育て支援事業を実施し、相談体制の充実を図る旨を回答。
- ②基本目標 2 「こどもが安心して育つための家庭への支援」に関して、こども目線だけでなく、親が安心して子育てができる環境を整えていくことも大切であるとの意見があり、市の考え方としては、保護者の不安や負担を軽減するため、こども家庭センターにおいて、子育て世帯やこどもへの一体的な支援を実施するとともに、経済的支援や子育てに関する相談支援を実施するなど、子育て支援策の更なる充実を図っていく旨を回答。
- ③基本目標 1 基本施策①「こどもの意見表明・社会参画の推進」内の主な取組事項「こどもの意見聴取・反映への取組の充実」に関して、こどもの意見を反映させるための方法について、特に不登校やいじめにあって声を上げられないこどもの声をすくい上げる方法や、教員からのハラスメントなどがあった場合に、その声を把握する方法をこどもや保護者に周知してほしいとの意見があり、市の考え方として、こどもの意見を聴き、市の施策に反映させるための方法として、アン

ケートやワークショップを実施することを検討しているが、実施にあたっては、さまざまな立場のこども・若者に参加してもらえよう、広く周知を図る旨を回答する。

また、こどもや子育て家庭の悩みなどの相談窓口として、こども家庭センターのほか、国や県の相談対応ダイヤルや SNS 等の相談窓口について、市のホームページや「なりた子育て応援サイト」などにより、周知を図っていること、公立小中義務教育学校では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員を配置し、こどもや保護者からの相談・支援を行っている旨を回答。

- ④基本目標 1 基本施策②の主な取組事項「こどもの権利の普及、啓発」に関して、「子どもの権利ノート」を小中学校の児童生徒にかみ砕いて渡して欲しい。また、道徳の授業や特別活動の中で、こどもと考え合っていると意見があり、市の考え方として、「子どもの権利ノート」を小学校や子ども館において配布しており、引き続き、積極的に周知を図ること、また、各学校においては、こどもの権利の内容が教科の目標に合致すると判断できる場合に、学校の状況などに応じて授業等で取り扱えるよう検討すること、さらに、「なりた子育て応援サイト」に、こども向けのページを作成し、こどもの権利について紹介することを検討している旨を回答。
- ⑤基本目標 1 基本施策④「こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実」に関して、小中学生だけでも行くことができ、やりたいことができる施設があると良いという意見があり、市の考え方として、こどもが安全で安心して過ごせる居場所として、子ども館 1 階の「ふれあいひろば」や、図書館において「アオハルひろば」を設置していること、また、気軽に安心して過ごせる居場所が多いほど、自己肯定感が高まる傾向が示されたことから、こどもの居場所の更なる拡充を図るため、こども食堂や学習支援、プレーパークを実施する民間団体に対し運営費等を補助する事業の実施の検討を進めている旨を回答。
- ⑥基本目標 1 基本施策④「こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実」に関して、主な取組事項内に「文化体験」、「文化活動」、「文化芸術活動」という言葉が混在しているとの意見を受け、「文化」については、幅広い活動が想定されることから、文言を「文化」から「文化芸術」に修正し、表記を統一した。
- ⑦基本目標 1 基本施策⑥「困難に直面するこどもへの支援」に関して、支援を必要としている家庭を見つけ出し、支援できる地域社会が求められていると感じるとの意見があり、市の考え方として、こども家庭センターにおいて、こどもや子育て家庭に関することについて一体的な相談・支援を行うとともに、学校等への訪問や各地区の主任児童委員などの関係機関と連携するなど、早期発見・早期対応に取り組んでいる旨を回答。
- ⑧基本目標 1 基本施策⑥「困難に直面するこどもへの支援」の主な取組事項「こどもとの関わり方についての相談・支援」に関して、こどもと向き合うときのポイントが学べる機会があるとよいとの意見があり、市の考え方として、子育て等に不安がある保護者に対し、こどもの状況等に応じた支援を行うとともに、親子のコミュニケーション講座などを実施していること、また、保育園や幼稚園、小中学校、PTA と連携して、家庭教育学級や「子育て学習講座」なども実施し、家庭の教育力の向上を図ることなどを回答。
- ⑨基本目標 1 基本施策⑥「困難に直面するこどもへの支援」の主な取組事項「ヤングケアラーへの支援」に関して、ヤングケアラーの自覚がないこどもを早期発見できる方法が必要であり、こどもが自ら発信できるようなツールがあるとよい、との意見があり、市の考え方として、ヤングケアラーの理解の促進と早期発見につなげるため、学校等への訪問を通じて周知・啓発を図るとともに、関係機関と連携し、適切な支援の提供やサービスの利用につなげること、また、こども家庭センターのほか、国や県の相談対応ダイヤルや SNS 等の相談窓口について、市のホームページや「なりた子育て応援サイト」などにより、周知を図っている旨を回答。
- ⑩基本目標 2 基本施策③「困難に直面するこどもへの支援」の主な取組事項「学校給食費にかかる支援の実施」に関して、給食費の無料化を実施すべきであるとの意見があり、市の考え方として、子育てや教育における負担が大きい家庭から段階的に無料化を進めており、今後も、財源の持続的・安定的確保などを見極めながら検討する旨を回答。
- ⑪基本目標 3 基本施策①「地域における子育て支援活動の推進」に関して、近所の人たちとの交流を増やせば、子育て家庭の負担を軽減できるのではとの意見があり、市の考え方として、地域において子育てを支援する活動として、ファミリー・サポート・センター事業や学校と地域の連携など、地域がこどもや子育て家庭を見守る環境を整えること、また、子育て家庭の負担や悩みの

軽減のため、「なかよしひろば」などにおいて、保護者同士の交流や子育てに関する相談支援を実施していく旨を回答。

- ⑫基本目標 3 基本施策①「地域における子育て支援活動の推進」の主な取組事項「子育て支援団体等の連携の支援」に関して、ぜひ実施してほしいとの意見があり、市の考え方として、こども食堂を運営している団体などについて、連絡調整やネットワーク会議等を開催することを検討している旨を回答。
- ⑬計画全体の内容に関して、こどもにとって意味のあるものにするために、教育委員会とのつながりをつくり、一步深めた施策を進めて欲しいとの意見があり、市の考え方として、本計画の策定にあたって、こども未来部を中心に、教育委員会や福祉部などと連携を図り、全庁的に施策について検討したところであり、今後も、庁内の関係部署や関係機関との連携しながら施策を実施すること、また、教育委員会において令和 7 年度に策定することとなっている教育振興基本計画についても、こども計画との整合を図りながら施策を検討していく旨を回答。
- ⑭本計画の周知とパブリックコメントに関して、学校などで本計画についてこどもに説明し、意見を得た方が、率直な意見が聞けるのではないかととの意見があり、市の考え方として、本計画について広く周知するため、市のホームページにおいて、専用ページやこども向けのページを公開しているほか、小中義務教育学校にも情報を共有していることなどを回答。また、今後も、「なりた子育て応援サイト」に、こども向けのページを作成し、本計画やこども基本法の内容などを掲載する旨を回答。
- ⑮高校生から、基本目標 1 基本施策①「こどもの意見表明・社会参画の推進」に関して、ワークショップだけでなく、さまざまな場で意見聴取してほしいとの意見があり、市の考え方として、こどもの意見を聴くため、ワークショップやアンケート等を実施すること、また、高校生から 24 歳までのこども・若者を委員として公募し、市に事業提案する事業の実施を検討しており、さまざまな立場の皆様に参加してもらえよう、広く募集する旨を回答。
- ⑯中学生から、基本目標 1 に関して、こどもの想いが直接伝えられる取組が始まってうれしかったとのご意見があり、市の考え方として、前述同様に、高校生から 24 歳までのこども・若者が委員となり、市に事業提案する取組を行う予定であり、さまざまな立場のこども・若者に参加してもらえよう、広く募集する旨を回答。
- ⑰本目標 1 に関して、悩みなどを早く相談できる場をつくってほしいとの意見があり、市の考え方として、こどもや子育て家庭の悩みなどの相談窓口として、こども家庭センターのほか、国や県の相談対応ダイヤルや SNS 等の相談窓口について、市のホームページや「なりた子育て応援サイト」などにより、周知を図っていること、公立小中義務教育学校では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員を配置し、こどもや保護者からの相談・支援を行っている旨を回答。

・素案からの修正点について

基本目標 1 基本施策④「こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実」の主な取組事項の文言を修正。

計画第 5 章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」中の放課後児童育成健全事業について、変更前は、令和 10 年度に成田児童ホームを拡大することとしていたところ、計画を前倒しし、来年度に成田小学校の余裕教室を活用した「成田第三児童ホーム」を開設する予定であることから、これに合わせて修正。

令和 7 年度以降についても、待機児童の解消を図るため、施設を増設するなど、児童の生活の場の確保に向けて整備を進めることとした。

なお、先だって開催した第 3 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会において、協議した結果、ファミリー・サポート・センター事業について、現状と今後の見込みについて、どのように考えているのかとの質問があり、事務局からは、ファミリー・サポート・センターの登録数は増加傾向にあり、昨年度末は 607 人、今年度も 600 名は超えるものと見込んでおり、引き続き会員を増加できるような取組を行っていくこと、また、量の見込みについても年間の増加利用件数を見込んで量の見込みを算出している旨を回答した。

また、障がい児・医療的ケア児等への支援の主な取組事項に掲載している、ライフサポートファイルについて、障がいのあるこどもの生活状況やこれまでに受けてきた支援等が全て記録され

ているものであり、障がいのある方への今後の支援の一助となるものであるため、より一層のPRをするよう意見を受け、当該意見を障がい者福祉課にも共有し、周知に努めていく旨を回答した。

(西田議長)

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、今回の最終案は、これまでの内容からの大きな変更点はないとのことでありました。

本審議会におきましては、これまで、各委員から様々なご意見をいただき議論を重ねてまいりましたので、これまでいただいたご意見以外で、新たなご意見や補足するご意見、さらには、全体をとおしてまとめのご意見などがございましたら、お願いできますでしょうか。

(小川委員)

まず、第 1 期成田市こども計画策定にあたり、案の作成、審議会等の開催準備、意見調整、パブリックコメントの回答等、尽力された関係者の皆様に感謝を伝えたい。

今回は、諮問の段階になっているため、質問ではなく要望ということで意見を伝える。

パブリックコメントの結果を見ると、13 人から、29 件の意見が提出されているが、それぞれこどものことを考え、よりよい計画、政策実現となるよう、真剣に考えた貴重な意見だと感じた。

これらは、せっかくの貴重な意見であるため、可能な範囲で、今後の各政策に反映、あるいは具現化できるよう、関係課には、それぞれの分野、あるいは連携したうえで、政策に取り組んでほしい。

また、提出された意見に、他市の事例が示されていた。例えば、ユニセフの「子どもにやさしいまち作り事業」の分野事業だと思われる町田市の「こどもにやさしいまちづくり事業」や、印西市の「学校給食の無償化事業」、四街道市の「子育て支援団体間の連携支援」などが挙げられていたため、それらを含め、他市の先進事例などを調査研究し、少しでもそういった取り組みができるよう、また、次世代を担う成田市の子ども達のために、何か誇れるような、目玉政策みたいなものが具現化できるよう、関係者として受け止めてもらうことを祈念する。

(城委員)

こども計画策定について、まずは多大な資料を整理し、取りまとめたことを労いたい。

パブリックコメントについてだが、中・高校生から意見が出ていたことが、我々にとっても良かったと感じている。その中に、「相談できる場をたくさん作ってほしい」という中学生からの意見があった。それに対する市の意見として、「子育てガイドブックに掲載し、広くお知らせしている」とあるが、このような意見があったということは、中学生は、そのようなものを見ないという実情があるのではないか。「子育てガイドブック」などは、どちらかというと保護者向けの媒体であると思われる、現在は、市ホームページにも、子どものページを作るという記載もあったため、それを早期に充実させてもらった方が良いのではないか。冊子を否定はしないが、「子育てガイドブック」よりは、ホームページ上ですぐに見られる方が、子ども達がすぐアクセスできるものとして、周知啓発効果が高いと思われるため、今後はそちらも期待している。

(こども政策課長)

こども計画につきましては、既に本市ホームページ内に子ども専用ページを作成しており、その中で、子ども向けの計画原案もお示しております。また、それとは別に「なりた子育て応援サイト」内に、子ども向けの専用ページを作成中であり、今年度内に公開できるよう取り組んでおります。

「悩みがある方はこちら」や、「ご意見がある方はこちら」、「こども計画」など、いくつか吹き出しを作り、子どもにも分かり易い形にできたらと考えており、今後は周知を含めて、子どもがより相談しやすい環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

(木村委員)

資料作成等の労苦に感謝したい。

パブリックコメントで、「実家から遠く、頼る人がいない家庭もあると思われるため、近隣との交流を増やせば、子育てに思い悩まないようになるのではないか」という意見があり、それに対して市からは、ファミリー・サポート・センター事業の充実等が回答されていた。

詳細は分からないが、他市では、通常は退院する時期に、自費で入院を延長する産婦に対して、行政が経済的な援助をしている事例があると聞いたが、成田市ではそのような支援制度はあるのか。

(子育て支援課長)

本市でも、最長で7日間の短期入所をして、産婦の健康管理や育児相談等を受けられる「産後ケア事業」を行っております。また同事業では、宿泊はしないものの、産婦人科又は助産院に最大7日間通所し、先の「短期入所型」と同じ支援を受けられる「通所型」や、助産師が最大7回、産婦宅を訪問支援する「訪問型」も行っております。

妊娠届をご提出いただいた際には、子育て支援課のこども家庭センター又は健康増進課において、助産師や保健師がご相談を受け付けております。その際、必ず産後のケア体制について確認させていただき、もし妊婦の方がご不安を感じているようであれば、先の事業をご案内するようにしております。

また、出産後には、「こんにちは赤ちゃん事業」として新生児宅を訪問しており、産婦とお話したうえで、もう少し体を休めたいという訴え等を受けましたら、その際にも産後ケア事業をお勧めするという形を取っております。

(飯田委員)

丁寧な説明に感謝したい。

一点だけ要望がある。ヤングケアラーが増えているが、そういうお子さんの声だとか、時にはそのおじいちゃんおばあちゃんを通じて、ケアマネージャーや地域包括支援センター、介護事業所等から、その家庭のお子さんの悩みとかを聞くということもあり、それぞれの分野での取り組みは行っていると思われる。しかし、今後は更に、例えば、ワンストップの窓口のような、個々の対応を越えて横の連携を図ることを検討してもらいたい。もしそういった取り組みがあれば、ヤングケアラーのようなお子さんの声も、行政としても円滑に受け取れると思われるため、今後更に深めてもらいたい。

(但野委員)

資料や市の説明で、「市の公式ホームページに掲載されている」という言葉をよく目にするが、ホームページを見られる子どもは、市内にどのぐらいなのかと思う。学校では、タブレットを一台ずつ貸与されているが、それで見ることはできるのか、また、学校で市のホームページを見るよう指導しているのか疑問である。

また、スマートフォンを持っていない子どももいる。特に、生活困窮世帯の子どもは、家にパソコンがない家庭もあるのではないかと。そういったことを考えた時に、「市のホームページに出ている」というだけで良いのかと、いつも感じている。

(こども政策課長)

現在、GIGA スクール構想により、公立義務教育学校に通っているお子さんにつきましては、1人1台タブレット端末が貸与されておりますので、市のホームページについても、端末で閲覧できる状態であると思われます。

また、経済的な事情によって、家庭でインターネット接続環境が整っていない世帯については、一定の基準はありますが、モバイルWi-Fi ルーターの貸し出し等を行っており、ご自宅で貸与したタブレット端末が利用できる環境を整えているところであります。

ただし、市のホームページにおいては、子どもが意図した場所にたどり着くことが難しいというご意見もあると思いますので、そのページに行けば、子どもでも簡単に市に意見を伝えられるとか、子ども計画をすぐ確認できるとか、子ども目線で、子どもにとっても分かり易いホームページを作って、アクセスしてもらえよう、その点を第一歩目として進めていきたいと思っております。

(西田議長)

ありがとうございます。

他にご意見等はないようですので、これで質疑を終了とさせていただきます。

次に、答申についてであります。計画内容が広範囲にわたることから、何もない中でご協議いただくよりも、たたき台があった方が皆様もご発言しやすいと考え、私の方で答申案を作成いたしました。これからその案をお配りいたしますので御確認をお願いいたします。

第 1 期成田市子ども計画の策定にあたっては、「こども基本法」や「こども大綱」の趣旨を踏まえ、すべてのこどもの権利が尊重され、環境にかかわらず将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとなるよう、市民の声を踏まえながら、本審議会においても、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めてきたところです。

これまでの本審議会や子ども・子育て支援部会の内容に加え、パブリックコメントでいただいた意見も踏まえまして、第 1 期成田市子ども計画については、本計画の原案を適切なものであると評価したいと考えております。

また、本計画は、今後、5 年間の本市の子ども・若者に関する重要な計画であり、本計画に基づき、こども施策の更なる推進が図られるよう、付帯意見を付したいと考えております。

具体的には、こども目線に立った施策を推進すること、特に、自己肯定感を高めることに資する取組として居場所の拡充をあげたいと考えております。また、これまでも実施しているところではありますが、子育て家庭への支援の更なる充実をあげたいと考えております。

この考えを踏まえて、

1 点目といたしまして、

- ・本計画の基本理念のもと、子ども・若者の権利を尊重し、こどもの利益を第一に考えた施策を実施するため、積極的かつ継続的にこどもや若者の意見を聴取し、施策に反映すること。

また、こどもの自己肯定感を高めることに資する取組として、地域において安心して過ごすことができ、自由に遊び、交流することができる居場所の充実に努めること。

2 点目といたしまして、

- ・保護者が安心して子育てをすることができ、こどもが健やかに成長できる環境を整えるため、すべての妊婦、子育て世帯、こどもに対し、これまで以上に、きめ細かで一体的な相談・支援の充実に努めること。

また、児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見・早期対応を図るため、迅速かつ的確に対応するため、より一層の相談支援体制の充実に努めること。

以上が、あくまでもたたき台となりますが、ご意見のある方はいらっしゃいますか？

ありがとうございました。

なお、案をご覧いただいたばかりで、直ぐにはご意見がまとまらないという方もいらっしゃるかと思いますので、修正につきましては、ご意見のある方のみで結構です。お配りした意見書にて、1 週間を目途に、事務局まで電子メール又はファックスにてお送りいただきますようお願いいたします。

皆様からいただいたご意見を、答申書という形で取りまとめさせていただきますので、文言の整理につきましては、私にご一任願います。

それでは、これで、「第 1 期成田市子ども計画の諮問についての」議事を終了いたします。

続きまして、報告事項について、であります。

第 3 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について、事務局の説明を求めます。

(事務局説明 子ども政策課長)

「第 3 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会」の協議概要について、以下のとおり報告。

- ・「第二森の保育所 施設概要」について

小規模保育事業所の設置にかかる認可及び利用定員の設定について、小規模保育事業を始めとする地域型保育事業につきましては、市が施設・事業に必要な基準を満たしているかどうかを審査し、認可を行うこととなっていることから、小規模保育事業所として本年 4 月 1 日から開園する「第二森の保育所」の設置にかかる協議を行った。

認可にあたっては、児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定により「審議会等を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない」と定められ、子ども・子育て支援法においては、認可を受けた施設及び事業者について、利用定員や会計処理などの運営基準が給付対象となる事業者として適格かどうかを「確認」することとされている。

また、定員の設定にあたっては、子ども・子育て支援法第 34 条第 4 項の規定により、同様に、審議会等に意見を聴かなければならないと定められているため、本年 4 月 1 日からの事業開始にあたり、「認可」及び「確認」の申請があった小規模保育事業所「第二森の保育所」について意見伺ったもの。

事業主体は、現在、吉倉地区において小規模保育事業所「森の保育所」を運営している、株式会社遠山福祉であり、令和 4 年度まで、家庭的保育事業所として運営していた建物を改修し、小規模保育事業所として開設するもの。森の保育所に対しては、これまでも、市から運営について定期的に指導・監査を行ってきたが、適切に運営されていることを確認済みである。

施設の定員は、0 歳児が 3 名、1 歳児が 4 名、2 歳児が 5 名で、施設全体で 12 名。

園舎は木造 2 階建て、1 階に保育室、調理室、沐浴室、幼児用トイレを配置する予定。

事業開始予定日である 4 月 1 日に向け、現在、事業主と市で認可等の申請手続きを進めている。建物改修は 3 月上旬に終了予定であり、終了後に現地確認に伺う予定。

「第二森の保育所」の設置に伴い、現在の「森の保育所」は、名称を「第一森の保育所」に変更する。

なお、本議題について、部会における委員からの意見・質疑は無かった。

・「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施」について

本事業は、本年度、国の本格実施に向けた試行的事業として、本市においても赤荻保育園と長沼保育園の公立保育園 2 園で実施しているが、令和 7 年度から新たな制度として創設される。本事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、小規模保育事業所等の開設にあたって実施しているものと同様、市の「認可」と「確認」が必要であり、審議会等の意見を聴くこととされていることから、令和 7 年度からの事業の開始にあたり、部会委員の意見を伺ったもの。

なお、本事業の概要は以下のとおり。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度である。

本年度は制度の本格実施を見据えた試行的事業を実施しており、本市では赤荻保育園と長沼保育園の公立保育園 2 園で実施中。令和 7 年度は、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化されるため、本市においては実施施設を公立保育園のほか、私立保育園等に拡大する予定であり、令和 8 年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体で実施が見込まれている。

事業の利用対象は、6 カ月以上～3 歳未満で保育所等に通っていないこどもであり、利用可能時間は、令和 7 年度は 1 人あたり月 10 時間とし、令和 8 年度以降は月 10 時間以上となる予定だが、今後検討される。利用前、保護者による市への申請と、市からの認定を要する。利用料は、公立保育園等については 1 時間あたり 200 円となり、私立保育園等は実施施設で設定する。

実施事業者は、保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所のほか、認可基準を満たす施設である。事業の実施にあたっては、児童福祉法上の市の「認可」を要するが、令和 8 年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度となるため、子ども・子育て支援法上の市の「確認」も必要となる。

「認可」については、児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業の認可にあたっての要件や施設・設備の基準等の規定が追加されているため、本市においても、令和 7 年 3 月定例会において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する予定である。

「確認」については、子ども・子育て支援法が改正され、令和 8 年 4 月 1 日に施行となる。乳児等通園支援事業の実施事業者について、給付の対象事業者として適当であることを確認することなどの規程が追加されたため、本市においても、令和 7 年度中に条例を制定する予定である。

実施方法については、一般型と余裕活用型の 2 種類がある。一般型は、施設の利用定員と関係なく、定員を設定し乳幼児を受け入れる方法であり、余裕活用型は、施設を利用する児童の数が施設の利用定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で乳幼児を受け入れる方法となる。施設の基準としては、一般型は、一時預かり事業と同様であり、余裕活用型は、保育所等の各施設又は事業の基準によるとされている。

人員の配置基準については、一般型は一時預かり事業と同様に、乳幼児の年齢及び人数に応じ、0 歳児 3 人に対して保育従事者 1 人、1・2 歳児 6 人に対して保育従事者 1 人を配置し、保育従事者のうち 2 分の 1 以上を保育士とするとされている。余裕活用型については、保育所等の各施設又は事業の基準による。

本事業については、量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があるため、こども計画にも記載している。

令和 7 年度に本市で本事業を実施する施設については、事業開始にあたり、市内の私立保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所に、実施の意向を確認し、本年 7 月までに実施の意向を示した以下の施設となる。

私立保育園では、株式会社ハイフライヤーズが事業主体となる「キートスチャイルドケア美郷台」の本園と分園。種別は、余裕活用型であり、利用定員は施設の利用定員の範囲内で実施し、事業開始は本年 4 月 1 日からを予定。

株式会社ハイフライヤーズが事業主体となる「キートスチャイルドケア公津の杜」と、同建物内にある「キートスベビーケア公津の杜」。種別は余裕活用型となり、利用定員は施設の利用定員の範囲内で実施し、事業開始は本年 4 月 1 日からを予定。

学校法人杉田学園が事業主体となる私立認定こども園の「はくと幼稚園」。種別は一般型となり、利用定員は 6 名、実施にあたって専任の保育士 2 名を配置し、事業開始は本年 5 月 1 日からを予定。

以上 4 施設の外、本年 8 月以降に実施を検討している施設もあるため、正式に実施の意向が示された場合には、次年度以降の子ども・子育て支援部会で協議する予定である。

公立保育園は、審議会等での協議は必要としていないが、実施施設を報告した。

長沼保育園は、本年度も試行的事業を実施しており、引き続き一般型で実施する予定。利用定員は 6 名、実施にあたっては、専任の保育士を 2 名配置。

小御門保育園と赤坂保育園は、来年度から、余裕活用型での実施を予定している。

本件については、部会での協議時、委員から、本年度、試行的事業として実施している赤荻保育園と長沼保育園の利用実績と一回あたりの利用時間について質問があり、事務局からは、2 つの保育園でひと月の延べ人数が概ね 50 人となること、利用時間については、2 園ともに半日ずつの開所であり、1 回あたり 2～3 時間であることを回答した。

また、入所に際して、国籍等の制限はあるかとの質問があり、事務局から、国籍などの制限はない旨を回答した。

・「分園の設置に伴う利用定員の変更」について

「キートスチャイルドケア美郷台」から、本年 4 月 1 日から保育園の利用定員を変更する旨の届出があり、子ども・子育て支援部会において報告した。

株式会社ハイフライヤーズが事業主体となる「キートスチャイルドケア美郷台」は、平成 29 年 4 月から、郷部地区で保育園として運営されている。

同社は令和 3 年 7 月から、郷部地区において、小規模保育事業所「キートスベビーケア美郷台」を運営していたが、それを本年の 3 月 31 日に閉園し、「キートスチャイルドケア美郷台」分園として、4 月 1 日より開園することになったため、それに伴う利用定員の変更を行うものである。

変更後の利用定員は、本園が、1 歳児 6 名、2 歳児から 5 歳児がそれぞれ 21 名、合計 90 名であり、分園は、0 歳児 6 名、1 歳児 13 名の合計 19 名、本園と分園合せて、109 名となる。利用定員の増減については、0 歳児が 6 名の減少となるが、1・2 歳児が 1 名ずつの増加、3～5 歳児は 8 名ずつの増加となり、施設全体としては 89 名から 109 名の定員増加となることから、待機児童対策に資すると考えられる。

なお、部会において、本件への意見・質疑等はなかった。

・「公立赤荻保育園の閉園」について

同園は、来年度から令和 9 年までの 3 年間、建て替え工事を予定しており、工事に伴い、同園を本年 4 月から休園する旨を報告した。

現在通園中の園児については、休園期間、他保育園へ入所できるよう調整を行っているが、希望園に入れない場合でも、公立大栄保育園または赤坂保育園に通園することが可能となる。

なお、工事完了後、保育園の再開は令和 10 年 4 月を予定。

(西田議長)

ただいま、事務局より 第 3 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について、説明がありましたが、ご意見、質問等はありませんでしょうか。
を

—意見無し—

(西田議長)

ご意見等はないようですので、これで、第 3 回成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告についての議事を終了いたします。

それでは、事務局に進行をお返しします。委員の皆様、長時間、進行にご協力いただき、ありがとうございました。

7 傍 聴 者 1 名